

令和3年3月30日記者発表 職員の懲戒処分等の概要

職員の懲戒処分等について

さいたま市長は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、次のとおり公表します。

【処分1】

1 事件の概要

本事件は、当該職員が、令和2年7月頃から同年10月までの間に、職場の更衣室や執務室において、勤務時間中に3回にわたりそれぞれ別の職員の財布から現金を窃取したものです。（被害総額47万円）

2 処分内容等

（1）本人の処分

ア 被処分者

子ども未来局 保育士（28歳）

イ 処分の内容

免職

ウ 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため

- ・法令違反
- ・職務上の義務違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

（2）管理監督者への注意

ア 対象者

子ども未来局 参事（56歳）

子ども未来局 参事（57歳）

イ 内容

訓告（文書注意）

ウ 理由

管理監督職として、より適切な職務遂行に努めるよう注意喚起するため

3 処分等年月日

令和3年3月30日

【処分2】

1 事件の概要

本事件は、当該職員が、令和2年8月21日（金）午後2時35分頃（公務内）、普通乗用自動車を運転し、さいたま市北区内の横断歩道のある交差点を左折進行する際、自動車運転上の注意義務を怠り、同横断歩道上を進行してきた自転車に自車左前部を衝突させて相手方を路上に転倒させ、全治約1か月間を要する左肋骨骨折等の傷害を負わせたものです。

これにより、過失運転致傷として略式命令で罰金30万円の刑事処分が科されています。

2 処分内容等

（1）本人の処分

ア 被処分者

スポーツ文化局 主事（28歳）

イ 処分の内容

戒告

ウ 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

（2）管理監督者への注意

ア 対象者

スポーツ文化局 参事（57歳）

イ 内容

訓告（文書注意）

ウ 理由

管理監督職として、より適切な職務遂行に努めるよう注意喚起するため

3 処分等年月日

令和3年3月30日